

# ラブピース会則

平成 25 年 8 月 6 日制定

## 第 1 章 総 則

(名称)

第1条 本会は、ラブピースと称する。

(会員)

第2条 本会は、本会の目的に賛同する個人及び団体を会員とする。

(事務所)

第3条 本会は、事務所を中津川市駒場 1 5 5 9 番地 1 6 に置く。

## 第 2 章 目的及び活動

(目的)

第4条 本会は、障害、高齢などによる要支援者が自分らしく豊かに暮らしてゆける地域づくりを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、次の事業を行うほか、前条の目的を達成するために必要な活動を行う。

- (1) 月 1 回障害者・高齢者及び支援者協働の水泳教室を開催する。
- (2) 年 1 回障害者・高齢者及び支援者協働の文化祭を開催する。
- (3) 障害者・高齢者の社会参加支援に関する情報の収集・研修会及び意見の発表を行う。
- (4) 障害児者の自立・就労支援に係る関係機関との連携を推進する。
- (5) 本会の活動に関する広報宣伝。
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な活動。

(部会)

第6条 本会に、前条の事業を遂行するため必要に応じて部会を設けることができる。

## 第 3 章 役員及び職員等

(役員の種類及び定数)

第7条 本会に次の役員を置く。

- |          |       |
|----------|-------|
| (1) 会長   | 1 人   |
| (2) 副会長  | 1 人   |
| (3) 事務局長 | 1 人   |
| (4) 理事   | 5 人以内 |
| (6) 監事   | 2 人   |

(役員を選任)

第8条 理事及び監事は、総会において選任し、会長副会長は理事会において

互選し、総会の承認を得るものとする。

2 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることが出来ない。

(役員職務)

第9条 会長は本会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠員のときは、その職務を行う。

3 理事は、理事会を組織し、会則の定め及び総会の決議に基づき会務を執行する。

4 監事は、本会の会計及び理事の事業執行を監査する。

(役員任務)

第10条 本会の役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 役員中欠員を生じた時は、その都度補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまで、引き続きその職務を行うものとする。

(資格喪失による退任)

第11条 役員は、会員の資格を失った場合、退任するものとする。

(職員)

第12条 本会に、事務局長を置く。

2 事務局長は、会長が委嘱し、会長の指揮を受けて事務に従事する。

(顧問及び参与)

第13条 本会に、顧問及び参与を置くことが出来る。

2 顧問及び参与は、総会の推薦によって、会長が委嘱する。

3 顧問は会長の諮問に応じて意見を述べる。参与は、本会の重要な業務に参与する。

## 第4章 会 議

(会議の種類等)

第14条 会議は、総会、及び理事会とし、会長がこれを招集する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とし、会員を持って構成する。

3 通常総会は、年一回開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することが出来る。

4 会員の三分の一以上又は監事から会議の目的を示して招集の請求があった場合には、会長は、速やかに総会を招集しなければならない。

5 理事会は、理事を持って構成し随時必要なとき開催する。

6 理事現在数の三分の一以上又は監事から会議の目的を示して招集の請求があった場合には、会長は、速やかに理事会を招集しなければならない。

7 総会及び理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(会議の定足数)

第15条 総会は、会員の過半数の出席が無ければ開催することが出来ない。

2 理事会は、理事の過半数の出席が無ければ開催することが出来ない。

3 総会又は理事会の議事は、出席会員又は理事の過半数をもって決する。

4 可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(総会に付議すべき事項)

第16条 次に掲げる事項は、総会に付議する。

1 事業計画、事業報告の承認

2 歳出歳入予算及び決算の承認

3 会則変更の承認

4 諸規定の制定及び改廃の承認

5 その他、この会則に別に定めるものの他、本会の運営上重要な事項を決議する。

(理事会に付議すべき事項)

第17条 次に掲げる事項は、理事会に付議する。

1 事業計画

2 歳入歳出予算及び決算、事業報告の承認に関する議案 (事項)

3 会則変更に関する議案

4 諸規定の制定及び改廃

5 その他総会に付議すべき事項

6 総会の決議に基づく会務の執行に関する事項

7 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

## 第5章 会 計

(経費)

第18条 本会の経費は、会費、助成金、寄付金、その他の収入をもって当てる。

2 本会の資産は、会長が管理する。

(事業計画及び収支予算)

第19条 本会の毎会計年度の事業計画及び収支予算は、年度開始前に編成し、総会において決定する。

2 会計年度の途中で、これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第20条 本会の収支決算は、事業報告とともに、監事の監査を得て、総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 会則の変更

(会則の変更)

第22条 この会則は、総会において、出席会員の三分の二以上の同意を得なければ変更することは出来ない。

## 第7章 雑 則

(特別会員)

第23条 本会に次の特別会員を定める。

- 2 職務として参加する行政職員、社会福祉協議会職員等。
- 3 指導者、講師、他施設の職員等。

(細則)

第24条 本会の会則の施行についての細則は、総会の議決により、別に定める。